

北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議
(第 1 9 回)

議 事 録

と き : 平成 2 2 年 5 月 2 4 日 (月) 1 4 時開会
と ころ : P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまより、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本会議の事務局を担当しております北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物対策担当課長の松永と言います。4月の人事異動で事務局を担当させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元の次第に従いまして進行してまいりたいと考えておりますが、おおむね16時を目途に終了したいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日は、齋藤委員、太田委員、中村委員、山形委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、西畑委員はちょっと遅れてくるということでございます。

1点、事務局からご出席者の皆様にはお願いがありますが、本会議は、議事録を作成し、公表することとしておりますので、ご意見、ご質問等がある場合はマイクを使用してお発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の藤澤よりごあいさつを申し上げます。

【藤澤局長】

環境局長の藤澤でございます。

本日は、委員の皆様、オブザーバーの皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、4月の人事異動によりましてこの監視円卓会議を担当させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

さて、この円卓会議でございますけれども、PCB処理事業が安全、確実に進められますよう事業を監視し、道民、事業者、行政の情報共有、相互理解を図り、処理事業の推進を図ることを目的としております。

おかげさまで、北海道事業におきましては、20年5月の操業開始から約2年を経過し、この間、関係者の皆様の連携、協力によりまして、おおむね順調に事業が進んできていることは大変喜ばしいと考えているところでございます。しかしながら、これまでも運転上のトラブルなどが発生しておりますことから、日本環境安全事業株式会社におかれては、今後とも安全確保に万全を期してPCB廃棄物処理事業を進めていただきたいというふうに考えております。

本日の会議では、JESCOから北海道事業の進捗状況をはじめ、ダイオキシン類の測定結果に関する調査結果についてご説明をいただき、道からは道、室蘭市、JESCOの

3者で協議し、新たに定めました連絡通報・公表の取り扱いなどについて説明をさせていただきます。さらに、現在、再開に向けて作業中と聞いております増設事業に関する事業概要等につきましてJESCOからご説明をいただくこととなっております。

限られた時間ではございますけれども、皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日は、オブザーバーとして、環境省から、廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の坂川課長、松崎課長補佐にご出席をいただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思ひます。

【坂川課長】

ご紹介いただきました環境省産業廃棄物課長の坂川でございます。よろしくお願いいたします。

本日も出席の皆様、また北海道、特に室蘭市の皆様方には、従前よりPCB廃棄物の処理に関しまして多大なご理解、ご支援をいただいております。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

環境省においては、廃棄物の適正処理の確保のためにさまざまな施策を講じてきているところがございますけれども、PCB廃棄物の処理は大変重要な課題として位置づけているところがございます。JESCOにおいては、現在、全国5カ所でPCB廃棄物の処理を進めているところがございますけれども、この北海道事業所におきましては、北海道のみならず、本州の15県も対象といたしまして、非常に広い地域からPCB廃棄物をここに持ってきて処理をするということになっているわけがございます。この点についても、地元の関係者の皆様方にご理解をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

PCB廃棄物の処理は、安全に行わなければならないものでございますし、また、必要な情報を公開しながら行っていくということも必要である、このことを肝に銘じてこれからも処理を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、JESCOにおきましては、現在行っております当初事業に加えまして、増設事業の方も準備を進めているところございまして、後ほど、この会議の中でご説明をさせていただきます。

いずれにしろ、これからも安全に、また適切に処理を行っていきますよう、私どももJESCOを指導し、また支援をしてみたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、ここで、4月の人事異動で道及び室蘭市の事務局の担当者がかわっておりますので、ご紹介させていただきます。

道の循環型社会推進課の米津主幹です。

同じく阿部主査です。

室蘭市の生活環境部環境課の高橋主査です。

それでは、ここからの進行につきましては、眞柄委員長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

2. 議 事

【委員長】

こんにちは。私だけ東京から来たので涼しいかと思っていまして、皆さんも涼しいと言っておられましたので安心しました。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。まず、資料の確認をしたいと思いますので、資料をごらんください。

【事務局】

それでは、事務局の方から資料の確認をさせていただきたいと思います。

配付資料につきましては、従来は委員の皆様方には事務局から事前送付資料を除いて追加という形で配付させていただいたのですが、今回につきましては、いろいろ差しかえ等がありましたものですから、一式配付という形をとらせていただいております。

資料につきましては、1枚目の次第の下段の方に書かれております資料1から資料9、参考資料1から参考資料4という形になっております。さらに、資料1の追加ということで、資料1の後にA4判のものが1枚、タイトルは第18回監視円卓会議における意見及び対応という資料が一つ入っております。あとは、資料4の追加ということで、資料4の後にA4判の横向きの資料が2部追加になってございます。過不足がございましたら、事務局の方におっしゃっていただけましたらお届けしたいと思います。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。もしよろしければ、それぞれの資料を使うところで申し出ていただければと思っております。

まず、第1が第18回、前回の円卓会議の議事録でございます。

これについては、既に皆様方にご確認をいただいておりますので、特にご意見はないと思います。これについては、このような形で承認させていただきたいと思います。

そして、先ほどご紹介がありましたように、今回から、前回の円卓会議で委員の方々からお出しいただいた意見についてどう対応しているかということ、今日の次第等を含め

てまとめていただいておりますので、これについて、まずご紹介いただきたいと思います。お願いします。

【事務局】

それでは、私の方からご説明いたします。

では、第18回監視円卓会議における意見及び対応という1枚物のペーパーがございますので、これでご説明させていただきます。

このペーパーにつきましては、前回の円卓会議の中で委員から意見をいただきまして、会議の席上で回答等がございましたものは省かせていただいております。

1から5までということでご説明をさせていただきます。

1番目ですが、委員の方から、手順書等の設置ということで、手順書、連絡体制の組織図や体制図が見当たらなかったという旨のお話ございました。これにつきましては、JESCOの方にも確認させていただきましたが、作業手順書につきましては、事務所で使用、管理をしています。現場（作業スペース）には作業要領書を壁等に掲示いたしております。また、ファイルに保管をし、必要に応じまして作業時に確認をしているということでございます。

また、連絡先一覧につきましては、処理棟内の電話機の横に掲示をしているということでございます。

次に、二つ目でございます会議内容の説明ということで、市、道、環境省は、会議の内容を室蘭市民などにきちんと説明してほしいというご意見がございました。これにつきましては、資料1の議事録の中にあります。道は、毎回、ホームページに議事録を掲載しておりますので、開催概要、議事録、会議資料を公表しています。

また、室蘭市につきましては、監視円卓会議だよりを、町内会を通じまして配布しております。

JESCO北海道事業所につきましては、北海道PCB廃棄物処理事業だよりを配布しているところでございます。

三つ目の通報連絡・公表の取り扱いでございます。これにつきましては、後ほど議事の3番目で資料3をもとにご説明申し上げますが、まず一つ目は、取り扱いに監視円卓会議委員を位置づけるべきというご意見がございました。それは、取り扱いの中に記載させていただいております。

また、情報公開条例等の非開示情報に関する公表時の配慮は削除すべきというご意見に対しては、記載を修正させていただいております。

また、基準の区分にある超過または超過するおそれが生じた場合の事象を区分にすべきというご意見がございました。この部分については、案の現行どおり、区分のままとさせていただきますが、今申し上げましたとおり、後ほどご説明を述べさせていただきます。

4 番目ですが、ダイオキシン類の測定結果の関連でございます。これにつきましては、活性炭に付着している P C B、ダイオキシン類を分析すべきということでございます。資料 6 の方で後ほどご説明をしたいと思っております。分析を実施し、J E S C O の調査結果の中で記載をさせていただいております。

次に、周辺環境等のダイオキシン類の構成比について、工夫してわかりやすく示すということでございます。これにつきましては、後ほど、環境モニタリング測定結果で資料 4 としてご説明をしていただきます。

また、コプラナ P C B の種類について示すことという種類についてでございますが、これも同様に後ほど調査結果の中で記載をするということでございます。

最後に、北九州事業の先行事業視察報告についてでございますが、前回の円卓会議の中でお示しすることができませんでしたので、今回、その部分を取りまとめまして、後ほど資料 8 としてご説明を申し上げることになってございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

【委員】

ちょっとすみません。早く終わろうとする気持ちはわかるのですが、項目や何かをきちんと教えてください。

【事務局】

申しわけございません。失礼いたしました。

【委員長】

それでは、気をつけましょう。

いずれにしても、この資料 2 にありますように、前回の会議で委員からご質問やご意見があった事項のうち、主要なものについてこのようなメモをつくっていただきまして、それに対する対応がなされ、それについて、今日、資料をご準備されて、ご検討いただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事（ 2 ）の北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議設置要領の改正についてであります。

これは資料 2 に基づきご説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、引き続きまして、資料 2 についてご説明を申し上げたいと思っております。

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議の設置要領の改正についてであります。

今回の改正内容につきましては、監視円卓会議の設置要領の改正でございます。改正内容といたしましては、室蘭市の当会議の庶務担当の課名が変わっております。裏面の第11条の庶務の方ですが、この中で円卓会議の庶務は、道の方は環境生活部環境局循環型社会推進課ということで変わりませんが、室蘭市は生活環境部環境課という部分にアンダーラインを引かせていただいております。これが以前はリサイクル清掃課という名前でした。今回、室蘭市では4月1日から環境課という名前に変更になっておりますので、これに基づきまして設置要領の中の部分を改正させていただいたということでございます。

これにつきましては、既に道のホームページ等でアップしてございますので、委員の皆様には、この場をお借りしてご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

具体的には、室蘭市の対応する組織が変わったので、その名前を変更するということでございます。それ以外の事柄に関しては、従来、円卓会議の設置要領として定められたものでございまして、特に第2条の事項に関しては、実際に行われている施設の整備、あるいは情報公開というような事柄、その他の事項について円卓会議が見ているということになります。そういう結果、例えば、第10条でございますが、いろいろと進捗状況等についてご説明をいただいて、特に修正をしていただくような重要事項が見出だされた場合には書面で道に対して提出をするということです。提出されたものに関しては、道は室蘭市と協力して対応をとり、その内容について円卓会議に回答するというところでございます。そういう意味では、この円卓会議は、室蘭市、あるいは近隣の市町村の方々に対しても処理事業が安全に行われている、適切に行われているということをお話しするというところでございます。

この資料2について、委員の方々は、組織的に変わったことは当然だと思いますが、それ以外に何かお気づきのことがありましたら、どうぞお話しください。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

それでは、その次の通報連絡・公表の取り扱い、資料3でございます。

これにつきましては、前回の円卓会議の中で、通報連絡・公表に関して円卓会議の委員の方々の位置づけを明確にしてほしいというご意見もございました。そういうような事柄も含めて、資料3の説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】

資料3をごらんください。

通報連絡・公表の取り扱いにつきましては、前回の円卓会議で、PCBを含んだ油の漏れ等につきましてはの一連の報道を受け、委員の皆様のご意見をお聞きした上で、道、室蘭市、JESCOの3者で協議、見直しを行い、資料3のとおり、4月1日付で施行したところでございます。

皆様には、既に見直した取り扱いにつきましてはお送りしておりますので、今回は、前回の円卓会議でいただいた意見の反映状況について、資料3の3枚目についてのご意見と対応についてという表を使って説明したいと思います。

まず、一つ目としまして、公表の取り扱いに円卓会議を位置づけるべきとのご意見につきましては、資料の右枠の中段の修正案にあるように、取り扱いの4、公表のところ(3)を追加しまして、道及び室蘭市がプレスやホームページで公表するに当たっては、委員の皆様に対しても情報提供する旨を明記しております。

次に、情報公開条例等の非開示情報に関する公表時の配慮についてのご意見ですが、原案の2、基本方針(3)のなお書き、資料をめくって裏のページをごらんいただいて、上の欄の下線を引いてあるところの非開示事項につきましては配慮することという部分を削除してはどうかという意見がありました。これについては、前のページに戻っていただいて、右の下の欄に書かれているとおり、公表されない情報を明確に限定することにより積極的な情報公開を図る観点から、削除するのではなくて、修正案にあるとおり、道と市の情報公開条例において非開示とされている事項を除いては積極的に公表すると記載を修正しております。

具体的な事項としましては、説明のところにも記載してありますが、労働災害に係る作業員の個人情報ですとか、他者の知的財産権に関する情報ですとか、施設の警備に関する情報などが例として考えられるとしております。

最後に、別表の通報連絡・公表基準の区分 になりますが、排出管理目標値の取り扱いについてでございます。区分 の事象というのは、有害物質の施設外への流出とか火災など、施設の稼働や周辺環境に対して緊急の措置を講ずるべき重大な影響を与える事象を想定しておりまして、これを考慮して排出管理目標値の区分につきましては、区分 のままとするとしてしたところでございます。

以上でございますが、今後、実際の事例や委員の皆様のご意見をいただきながら、新たな手法の追加、変更などの必要が生じた場合には、3者の協議によりまして見直しを行っていく考えでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

【委員長】

通報連絡・公表の取り扱いについて、前回、委員の方々からお話しいただいたものを考

慮して修正したということですが、これについてご意見あればお出しください。
よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

特にないようでございます。

施行については4月1日からとなっております。これに関することについて、委員の方々に連絡された事項もあるかというふうに承知をしておりますが、今後、この資料3に示された事項の扱いに基づいて、何かあったときには通報連絡をするということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、その次の議題(4)は、環境モニタリング測定結果及び立入検査の実施状況についてであります。これについてご説明してください。前回からの宿題というか、検討して残されていたものもあるかと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、資料4と5に従って説明をさせていただきます。

資料4のA4判横の資料となっております。平成21年度北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング測定検査ということでご説明をさせていただきます。

この様式につきましては、前回の会議でお知らせいたしました以降に新たに結果が出たものを加えて今回の資料を作成させていただいております。具体的に言いますと、資料4の1ページでは、12月から3月までの数値が記入されておりますが、これが新たに判明した分で記載をさせていただいております。

結論としましては、年平均値を出させていただいておりますが、いずれの項目も基準値以下という形になってございます。ただし、御前水地区測定局の2月と3月のPCBとダイオキシン類、具体的に見ますと、*印の3がついているローボリュームエアサンプラーによる1カ月連続サンプリングの結果がきょうの時点でまだ出ていないため、年平均値の数値が記載できない状況になっておりますけれども、次回の会議で報告ができるというふうに考えてございます。

続きまして、2ページになりますが、同じく周辺環境のモニタリングで、JESCO北海道事業所が出された結果です。これにつきましては、一番右側の2月分というものを新たに判明した分という形で加えさせていただいております。年平均値につきましては、ご覧のとおり、すべての項目で基準値以下という形になってございます。

続きまして、3ページに行きまして、これは排出源のモニタリングでございますけれども、3ページの上段のJESCO北海道事業所がやられた部分を見ますと、2月分が新たに判明した部分です。

それから、下段の北海道が実施しております1月分の結果が新たに判明しております

が、項目につきましては、いずれも基準値以下という結果になってございます。

続きまして、4ページの結果につきましては、上段にボイラーが二つございますけれども、熱媒ボイラーと温水ボイラーの二つのそれぞれ2月分と3月分の結果が新たに判明しております。これにつきましては、いずれも基準値、排出管理目標値以下という結果になってございます。

続きまして、前回の会議で宿題となっておりましたモニタリング結果のダイオキシン類の濃度の構成比でございます。

具体的に見ますと、濃度のジオキシンとかジベンゾフラン、コプラナPCBがどのようになっているのかということと、コプラナPCBの組成といいますが、内訳がどのようになっているのかというご質問がございまして、それを表したものが資料4の追加というA4判横のものでございます。

まず、結果を分かりやすくということですので、1ページ目をご覧くださいますと、北海道が実施した周辺地域環境モニタリングの結果という形で取りまとめをさせていただいたものです。

グラフが五つ出ておりますが、これにつきましては、それぞれ測定局ごとに、左上から輪西地区、御前水、白鳥台、2段目に行きまして、東地区、祝津地区という形で5地区の状況をあらわしております。白いというか、若干薄いものが大部分を占めています。白のコプラナPCBが大部分を占めているという結果になってございます。

2ページ以下は、個々の測定局のデータでございます。例えば、2ページ目をご覧くださいますと、輪西地区の春、夏、秋、冬で平均が出ておりますが、その平均をグラフ化したものが先ほどの1ページでございます。そのコプラナPCBの内訳というご質問がございましたので、この図の中でコプラナPCBの内訳を表せていただいております。この番号は、異性体の番号を示してございます。

次に、7ページのグラフでございます。

7ページについては、北海道が実施した排出源モニタリングの結果を周辺地域と同じように表しております。これも、グラフをご覧くださいと分かるのですが、第2系統が、コプラナPCBは若干低いですが、それ以外はコプラナPCBが大部分を占めている状況になってございます。

8ページ以下が、それぞれの地区のコプラナPCBの割合を同様に明らかにさせていただいております。

そして、北海道が実施ということで、JESCO北海道事業所が実施された分ということで、もう一冊の方の15ページをごらんください。

JESCO北海道事業所が実施された地域環境モニタリングの結果です。場所は、処理施設の敷地境界とか、このPCB処理情報センターでやっているものですが、これにつきましては、濃度でいきますと、コプラナPCBが大部分を占めているということになっております。

排出源モニタリングの結果につきましては、18ページを開いていただきますと、同様にグラフ化をさせていただいております。これは、若干異なるといいますが、一番上の一番右側の第3-1系統、真ん中の第3-2系統、第3-3系統はコプラナPCBが低いという結果になっておりますが、それ以外の第1、第2系統、換気空調系統、分析設備系統につきましては、地域環境モニタリングのデータと同じような結果で、コプラナPCBが多いという結果になっております。

そして、この結果などを踏まえまして排出源、ダイオキシン排出基準値の問題につきましては、次の議題で報告があります。

引き続き、資料5に基づきまして、JESCO北海道事業所に対する立入検査の状況についての説明をさせていただきます。

資料5にありますとおり、今年度に入りまして3回の立入調査を実施しております。これにつきましては、委員の皆様へ既に情報提供させていただきました4月13日に発生しました区分の事象関連で2度、あとは5月3日に発生した区分の事象関連で1度行っております。

指摘事項につきましては、第1回目の立入調査の際に、ここに書かれておりますように、引き続き原因調査を行い、対応策を速やかに報告することという形で指摘事項は1点という形になっております。

これらの事象の詳細の説明でございますが、これにつきましても、この後の議題の中で事業者の方からお話しいただく予定です。

簡単ですが、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、モニタリング測定結果についてご意見はございませんか。

構成については、前回、委員にお話があったかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

こういうデータをぱっと見せられてぱっと答えられるような状況ではないので、帰ってしっかり見て、次の機会にでも気になったことをお尋ねしたいと思います。

【委員長】

他にございますか。

【副委員長】

先ほどご説明いただいたコプラナPCBの構成の方は、後ほど資料6の次の議題でちょっとお聞きしたいと思います。データも、基準以内というお話があったのですけれども、

ベンゼンの方が、恐らく、資料4の方で輪西、1月で3.4ですか、これがちょっと基準を超えているのですが、JESCOの処理センターの方もぎりぎり基準3.0ということなんですが、これは、もちろんバックグラウンドとして室蘭市自体が高いという認識で、もちろんJESCOの施設の方から出てないというふうに確認としてはそれでよろしいですか。

【委員】

単純な質問ですけれども、データ値が8月、夏の方は高いというのはどういうことなのですか。これは、私は分かりかねるので、回答をいただきたいと思います。

【委員長】

分かりました。
どうぞ。

【副委員長】

私の質問の仕方がちょっと悪かったかもしれませんが、データの方では3マイクログラムでぎりぎりの基準になっています。JESCOの方も2枚目のところで3.0と。一応は基準以内ですけれども、この表自体の目的は、処理施設の方から何らかの有害物質が出ていないかというモニターの結果なので、ぎりぎりなので、もちろんその下のページのページでは、ベンゼンの排出量がごくごくJESCOの方からは出てくる、排気系統の方はわずかなので、基本的には室蘭市のバックグラウンドのデータが高いという認識でよろしいですかという確認です。

【室蘭市】

室蘭市の環境課です。

今のベンゼンの話ですけれども、長期的な変化ということで年間を通して測定をした回数で平均値で3マイクログラムを下回っているのが環境基準値内ですけれども、これが多少上下しているということは、工場地帯があるということと、それから、測定しているところの間に国道が通っているところもございまして、自動車の排気ガスとか工場の影響が多分あるのだらうと思います。上下するというのは、多分、風の影響で、風の方向によっては風向きが測定地点の方に向いていることが多くなれば多少高くなります。逆に低くなるということです。これは、これまでずっと測定をしてきておりまして、バックグラウンドのデータで間違いないという風に認識しております。

【委員長】

それと、委員のおっしゃったのは、環境モニタリングで8月の値が例えば1月に比

べれば高いのはどうしてですかというご質問です。それも、今のご説明とあわせて考えると、風速と風向の関係で、冬は北から風が吹いて、夏は海から来て、この観測地点あたりにたまるというか、拡散する能力が下がっているから高い、そういうことでよろしいですね。

ということだそうです。よろしいですか。

それでは、先ほどの資料4のダイオキシン、あるいはコプラナPCBの構成比と関係すると思いますが、ダイオキシン類排出管理目標値超過のおそれに関する調査結果というのは資料6ですね。これを次に説明してください。

【JESCO】

JESCO北海道事業所の池原と申します。

資料6について説明させていただきます。

お手元の資料6を開いていただきますと、報告書という形で出てまいります。報告書につきましても、先週5月21日に道と市の方に提出させていただいたものでございます。前回2月の円卓会議で、若干、中間報告させていただいておりますので、少し飛ばさせていただきます、おさらいも兼ねた部分もあるのですが、11ページを開いていただけますでしょうか。

前回も同じ説明をさせてもらっているのですが、もう一度説明させていただきます。

ダイオキシン類ということ言うと、ここに書いてございますように、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、あとコプラナPCBということで、この三つを合わせてダイオキシン類と言っております。ダイオキシンについては、400ほどの異性体があって、その中で30ほどの異性体が毒性を持っているということになっております。

その濃度ということと毒性ということには若干の違いがございまして、これも書いてはございませんけれども、基本的にジベンゾフランやジベンゾパラジオキシンの方が毒性等量というか、掛ける値が高うございまして、PCBの方は、どちらかという濃度に比べると毒性等量的には低くなる傾向がございまして。

ということで、1枚めくっていただいて12ページになりますが、PCDD、PCDFというものにはO、酸素がくっついてございまして、これは酸化によってできる、酸素がついているということがこの化学記号でおわかりになるかと思っております。下の文章に書いてございますように、PCDDとPCDFはごみ焼却や農薬中の不純物、塩素処理等に由来するということが知られております。一方、コプラナPCBは、主にPCBを含む油、薬品等に由来するということです。下の表を見ていただきますと、焼却施設の組成をちゃんと書いてございますが、焼却施設では燃焼に由来するPCDD、PCDFが主体となるということで、この表をつけさせていただいております。

隣のページに移りまして、製品のPCB、これも前回説明させてもらっているのです

が、PCBに含まれるダイオキシン類は、主にコプラナPCBで構成されており、含有されるPCDDやPCDFは少ないということ、これは濃度で書いてございます。

次を開いていただきますと、毒性等量構成比ということでグラフ化しております。毒性的に見ても、ほぼ100%、PCBの製品につきましてはコプラナPCBでできていることがおわかりになるかと思えます。

また、当社の方で、今から7年ほど前に違う調査をしておりまして、トランスやコンデンサの使用中に製品のPCBが変性するのではないかとということも確かめております。それにつきましては、ここに書いておりますように、毒性等量構成比で見た場合でもほとんど変性していなかったということで、製品中または使用したもの、要は当社に入ってくる廃棄物としてのPCBにコプラナPCB以外のPCDD及びPCDFが大量に含まれることはおよそないだろうと考えております。

次の16ページをめくっていただきまして、では、持ち込まれた後、施設内で熱等によって生成、変性したのではないかとという話等がございますので、それについて確かめております。実態として、今回の第1系統の排気というのは、汚染物メンテナンス室や真空加熱分離エリアの排気についても入れてございますが、そちらについては非常に可能性が薄うございまして、基本的には大型/車載トランスエリアということで、切断、切削等を行いますので、そちらで熱が発生している可能性が高いということで、それについて温度をはかってございます。

写真を見ていただくとわかるのですけれども、熱源のセンサーで赤い点が当たっているところの熱をはかっております。写真を見たらわかりますように、37度という数値が出てございます。15度というのは、刃から10センチ離れたところをはかっております。実際、大型切断機というのは、バンドソーと言って、刃がぐるぐるバンドのように回っている刃でございまして、実態は、同じところを行ったり来たりしないものですから、ちょっと離れただけでも温度がすぐに下がってくるということです。実は、我々も初めてわかったことなのですから、温度については、バンドソーについては上がらないのだということが今回わかっております。

また、同じ場所で切削するものの方が温度が上がるのではないかとということで、NC機による切削、これはぐるぐる同じところで回ってございますので、それについて60分間の最初と最後、途中ということでずっと測ってございます。これについては、41度から86度ということで、実際は上がって下がっていく形を繰り返すのですけれども、最高温度として86度だったということでございます。

ということで、ダイオキシン等が生成されると言われている500度から700度、また、それから下がって行って300度ぐらいというところで再合成されると言われているのですが、そういった温度までは上がっていないということで、こういった作業の中でダイオキシンが生成される可能性もないであろうというふうに考えてございます。

次に、再現調査ということなのですから、こちらも前回の説明でほぼ説明してござ

いますので、24ページまで飛んでいただけますでしょうか。

今回は、道とJESCOの両方で第1排気システムのサンプリングを行いまして、この下に書いてございますように、サンプリングは道庁、JESCOそれぞれで行い、サンプリング後、分取し、両方で分析を行ったということで、サンプリング自体は各々でやったのですが、その後はサンプルをまぜてお互いに分析をかけたという形でございます。

また、あわせて周辺環境についても、右ページにありますような2カ所で行ってございます。これは、22日から28日の1週間でサンプリングをしております。

次をめぐっていただいて、26ページでございます。これが測定結果です。

2月のときは、まだこの結果が出てございませんでしたので、今回、これをご説明することになりますが、ダイオキシン類というところを見ていただくとうわかりますように、PCDD、PCDF、コプラナPCBという三つの括りにして書いてございますけれども、見てわかりますように、ほとんどがコプラナPCBということで、PCDDやPCDFについては非常に少ない結果ということで、比較するために、21年9月4日、0.1ng-TEQ/m³Nになったというときの数字についても横に記載してもらっております。見てもわかりますように、これについては、PCDD、PCDFが非常に高い値で、ほぼ、それらの二つで0.1ng-TEQ/m³Nという数値になっていることがお分かりになるかと思えます。ちなみに、この0.1ng-TEQ/m³Nというのは、先ほど言った濃度ではございませんで、毒性等量でございます。濃度的には若干違うのですが、毒性等量ということで基準値を設けてございますので、それで説明しております。

コプラナPCBの種類につきましては、追加資料4の8ページでこちらの結果を記載してございますので、そちらを見ていただくとわかるのですが、結論から言いますと、コプラナPCBの種類につきましても、21年9月4日については126番というコプラナがほとんどを占めてございまして、それとは違って、今回、再現調査でやった結果については105番とか118番ということで、コプラナPCBの組成についても、やはり今回は9月4日の結果とは違っていたということかと思っております。

次に、その隣の27ページを見ていただくと、作業環境測定を行ってございます。濃度で見ていただいても毒性等量で見ていただいても分かるように、午前、午後、どちらを見ましても、出てきているもののほとんどがコプラナPCBだということが分かるかと思えます。全体の数値の方も99.9%占めてございますので、これを見ていただければ、作業環境中に出てくるダイオキシンにつきましては、ほぼコプラナPCBだという結果が分かるかと思えます。

次に、28ページは先ほど26ページで説明した内容と同じです。その次の29ページを見ていただきますと、周辺環境の測定結果でございます。周辺環境につきましては、先ほどの作業環境とは違いまして、PCDDやPCDFについても濃度及び毒性等量で数値が出てきてございます。毒性等量についてはマイナス6乗とか7乗という書き方で分かりづらいので、濃度を見ていただいた方がよろしいかと思えますが、PCDDやPCDFに

つきましては、周辺環境からは出てきているという結果でございます。

もう一枚開いていただいて31ページを見ていただくと、表が載っております。

これは、これまでとってきましたダイオキシンの分析結果の一覧を載せております。下の表を見ていただくと分かりますように、大型切断機と活性炭出口、JESCOが測定、道が測定というものがございます。この数値を見ていただくと分かりますように、0.1 ng-TEQ/m³Nというのがその右端下の方にございます。これが今回出た数値でございますが、これだけが際立って高い数値だということがこの表を見ていただければお分かりになると思います。

37ページを開いていただけますでしょうか。

その際立って出た9月4日の結果を、分かりやすく表現しなさいということもございましたので、数値だけではなくて、こういう形の棒グラフにしております。濃度という形にすると、0.1は非常に高うございますので、他のデータが出てきません。毒性等量にしましてもなかなか差が出てきませんで、これで表すと0と100みたいな形の比較になりますので、次の38ページを開いてください。

38ページは、構成比にしてございます。濃度の濃さは3けた、4けた違うのですが、同じ100%として構成比で見ると違いがよく分かるということでございます。ここで見て分かりますように、9月、0.1 ng-TEQ/m³Nという数字を見た時の構成比につきましては、他の測定しているダイオキシンの構成比とは非常に異なっております、PCDDやPCDFが主体で出てくるということでございます。

40ページです。

先ほど、周辺環境ということで、それについてどういう構成比になっているのかということで、これも先ほどのように毒性等量の構成比で表しています。濃度の違いはございますので、構成比という見方をしていただければよろしいと思いますが、周辺環境と昨年9月に出たダイオキシンの構成比は、割合からすれば幾らか似通っているのかなということで見てございます。

横の41ページです。これも、前回の円卓会議の方でご指導がございました活性炭とオイルスクラバーの測定ということでやってございます。これにつきましては、下の測定結果の中にありますように、スクラバー油については34 mg/kgということで、維持管理目標値として定めております140 mg/kgに対して非常に低い、安定した数値だったということです。問題は活性炭ですけれども、これにつきましても、設定平衡吸着量が47 mg/gという中で、非常に少うございます0.0068 mg/g、0.0130 mg/gという数値でございます、この結果から見れば、PCBの吸着量はまだ十分あるのではなかろうかと思えます。

前回説明しましたように、この活性炭につきましては、昨年6月に交換したものを分析してございまして、これについては1年7カ月使用しておりますので、6月から9月までの使用期間と比べれば、さらに過酷な条件だったということも考えれば、9月までの段階

で活性炭自身が相当悪い状態だったというのはなかなか考えにくいという結果でございます。

続いて、42ページを開いていただきますと、含有ダイオキシン類ということで表を載せてございます。見て分かりますように、活性炭3検体のトータルダイオキシンの量とコプラナPCBの量がほぼ似通った数値でございます。この結果から見て分かるように、オイルスクラバー、活性炭につきましても、ダイオキシンはそのほとんどがコプラナPCBであるということがお分かりになるかと思えます。

また、表の下の3)その他で、活性炭中の油類、嵩比重について書いてございますが、活性炭の含有油量は、重量法で下限値の0.01%以下で、これはオイルスクラバーの油もほとんど飛んで付着しているわけではなくて、それがもとになって破過等のスルーが起きているということも考えにくいという結果が出てございます。

また飛んでいただきまして、最後の46ページの今後の対応について説明させていただきます。

今、説明した結果をまとめて言いますと、作業環境、排気測定結果、さらにオイルスクラバーや活性炭フィルター、こういったものに蓄積されたダイオキシン類の成分は、基本的にはコプラナPCBだったということで、PCDDやPCDFがほとんど入ってございませんでしたということが今回の結果として出てございます。

一方、9月4日に測定されたダイオキシン類は、その組成はPCDDとPCDFが主体であったということで、これはトランス等の機器のPCB由来ではないということが結果としての結論でございます。

なお、その他、サンプリングを含めて分析過程に起因する可能性も考えられるのですが、これは分析機関から確認をして分析を、同じサンプルですけれども、分析を2回行って、またサンプリング器具は専用のものを使い、同時にトラベルブランク等にも異常がなかったもので、そういった分析上の問題はない、低いという回答も出ております、ということで、今回の結果としては、更なる詳細な検証は困難で、実際に細かい原因究明というのは難しいというのが結論でございます。

ただし、この後に続きますように、いずれにしても、排出管理目標値と同値のダイオキシン濃度が測定されておりますので、安全度及び信頼度を高めるために、当面の間、排気第1系統の排出源で、排ガスのPCB及びダイオキシン類の測定頻度を上げて、更なる安全性の確保に努めたいというふうに考えてございます。

また、あわせて、これまでどおり、大型解体ラインのPCB及びダイオキシン類の作業環境測定、また第三者機関(道庁)ともクロスチェックをすることによって安全性の確認を行っていく所存でございます。

報告書の説明は以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

前回、いろいろ議論をして、分からないところもありましたし、データも不十分でしたが、今回、調査をしていただいたデータがすべて出てまいりまして、今、ご紹介があったような結果と今後の対応という状況の報告がありました。

これについて、何かありますか。

【委員】

やはり、結果は分からないということですか。

どうしてそういうふうな道の結果が出たのかが分からないというのが、この最終結論であるのかということですね。どうもそうらしいのですけれども、それで、「はい、そうですか」というふうに言うにはちょっと問題が大き過ぎるように思います。

例えば、私が一番問題として出したのは、活性炭の各部分ですね。それをちょっと出してみたらどうかということと言われたのですけれども、それはやっておられないのですか。

【JESCO】

表にございますように、活性炭については三つのサンプルをとらせていただいております。

【委員】

三つのサンプルというのは3本という意味ですか。

【JESCO】

実際は、今、ドラム缶に去年の6月に交換をして保管されておりますので、活性炭フィルターのできるだけ離れた位置になるだろうという想定の中で、ですから、当時どの位置にあったかまでは再現できないのですけれども、とりあえず、そういった中で三つの…。

【委員】

そうしたら、活性炭は、ばらばらになっているわけですか。

【JESCO】

今はドラム缶に保管されております。

【委員】

つまり、活性炭のカラムで保存されていないわけですか。

カラムで保存されているという風に私は聞いたから、カラムの各位置をやればいいとい

うふうに言ったわけですがけれども、ばらばらにされてやっているのだったら、いわゆるクロマト効果が出たかどうかというふうなことは全然わからないですね。言っている意味はわかりますね。

【 J E S C O 】

言われている意味は分かるのですがけれども、すみません、今回は6月に交換をした際に保管している活性炭を使って分析しております。先ほど申し上げましたように、1年7カ月使ってございますので、3カ月使って、9月に出た結果以上に過酷な条件でということ...

【委員】

それはいいのですが、交換された古いカラムを壊しているというわけですね。

【 J E S C O 】

カラムではなくて、ドラム缶にすべて出して.....。

【委員】

だから、そういう意味です。いわゆる活性炭のそのままの形では保存されていないということですね。

【 J E S C O 】

はい、そのとおりです。

【委員】

それは、こういう場合は絶対に保存しておくべきことで、そういうふうにはばらばらにされているというのはちょっと素人さんじゃないかと思うのですが、どういうことがあるか分からないので、そういうことはきちっとすべきだと思うのです。それで分からないと言われても、こちらは、そうですかという形では言えないということです。

【副委員長】

多分、問題点としては、当初想定していなかった排気系統、要するに大型トランスですが、その排気系統からもし高濃度のダイオキシンが出た場合に、今回の道庁の結果の0.1 ng-TEQ/m³Nという数字が正しいとすれば、どうもスルーして外気に出ていた可能性があるということですね。そのときに、活性炭がセーフティーネットとして動いていたのかどうかということが、私が1点知りたいところなのです。今回の結果から見ると、例えば、PCBについては、こちらの活性炭のデータで言うと、吸着力が非常に少ないのを見る

と、ほとんどオイルスクラバーでとられていて、そちらで想定された条件よりは、活性炭の方には余り高い濃度で入っていないというふうに私は拝見したのです。万が一、排気の方に、オイルスクラバーをスルーして活性炭の方に高濃度のPCDD、当初予定していなかったダイオキシンが行った場合に、今後の話なのですけれども、今想定しているコプラナPCBではなくて、PCDDとかというダイオキシン類でも活性炭自体は十分機能すると。多分、機能していれば0.1 ng-TEQ/m³Nという数字が出ていなかったと思うのですけれども、可能性としてはちゃんと動くと考えてよろしいでしょうか。

【JESCO】

メーカーの方に確認したところによれば、特にこの活性炭がダイオキシンの中でコプラナだけに効くという特異性を持っているわけではなくて、ダイオキシン類全体に効く活性炭ということで、コプラナだけが吸着されて、あとはスルーするということは考えにくいということでした。

【副委員長】

先ほどご説明していただいた中で、ダイオキシンについて、活性炭吸着量も、いわゆるコプラナPCB以外のものはほとんど入っていないので、高濃度でスルーした場合には活性炭の方に大量に吸着していたはずなので、恐らく、外気に、一時期は高かったかもしれないのですけれども、一定時期を含めてそれほど高濃度に排気外に出ていたとはちょっと考えにくいと。そこではほとんどコプラナPCBが捕捉されているので、一時的に高い可能性はあるのですけれども、活性炭の方には余り高濃度でいわゆるコプラナPCB以外のものは入っていないというふうに私は拝見したのですが...

いずれにしても、科学的な云々というのは難しいのは重々承知なのですけれども、むしろ、結論の書き方は、セーフティーネットとして今のシステムが安全かどうかということ強調して書いていただいて、活性炭自体がコプラナPCB以外のダイオキシンもきちんと吸着すると。ですから、排気系統の方で万が一高い濃度で流れてきても大丈夫だということをもっと言っていたきたいのです。

今おっしゃったように、メーカーの方で、活性炭の方ですべてのダイオキシンを吸着するというのであれば、そちらの方を、科学的には、サンプル自体も、保存状態も、今おっしゃったように全部ばらばらにしてしまったとかいろいろあるので、そこまで詳細は難しいと思うのですけれども、結論的には、私としては、今のシステムで外気にダイオキシンが高濃度で出ることにに対してはきちんとセーフティーネットがあるということが確認できたのかどうかということだけ強調してお話しいただきたいと思います。これは意見です。

もう一つ、データの方の扱いについてです。これは、全体的な話なのですけれども、オーダーは非常に違う数字がたくさん出ているので。一つは、平均のデータを単純平均でと

ってしまうと、対数で全部違うものを単純平均してしまうと一番大きいものに全部引っ張られてしまうのです。私としては、先ほどダイオキシン中のコプラナPCBのパーセンテージのお話がありましたけれども、オーダーが変わるものに関しては、1回ごとのパーセンテージを出して、その平均をとるという形の方がいいと思います。それで見ると、例えば、1回ごとにコプラナPCBのパーセンテージが高いときとか低いときがあるので、特に排出源の方のデータでそういうデータの整理をしていただきたいと思います。排出源の方を見ても、どうもコプラナPCBよりダイオキシンの方が高いというケースもあるようなので、先ほどのセーフティーネットを含めてご検討いただければと思います。

【委員長】

委員のおっしゃったことは、活性炭にクロマト効果があると。クロマト効果というのは活性炭のカラムの吸着の係数がきいたところに、活性炭のカラムの一部にダイオキシン類の濃い部分ができて、それが後から入ってきたPCBか、あるいは普通の有機物が分からないけれども、そういうものに追い出されることがあると。そういう現象があったかどうかということがこのデータでは分からないということをおっしゃったわけですね。

【委員】

そうです。

【委員長】

それで、ずっとこれを見てきたのですが、先ほどの解体室の空気のデータは先ほどどこかでお見せいただいたような気がするのですが、どこにありますか。

【JESCO】

27ページですね。

【委員長】

これで言うと、ジオキシンとジベンゾフランはあることはあるのだけれども、圧倒的にコプラナPCBの方が2オーダーか3オーダー高いわけですね。ただ、この解体装置の中のジオキシンとかジベンゾフランが、今、副委員長がおっしゃったように、オイルスクラバーでどのくらい落ちているかどうかを見られるデータがどこかにあるのですか。

【JESCO】

オイルスクラバーについては28ページにあります。比較するのは難しいデータにはなるのですが、オイルスクラバーの前と後で測っています。ただ、実は、装置、人手の関係上、一度に測れませんでした。同じ大気を前後ではかればよかったのですが、午前と午後

という形のサンプルになってしまったので、単純にオイルスクラバーの能力の確認には難しいところがあるのですけれども.....。

【委員長】

ということは、28ページのデータから言うと、オイルスクラバーの性能というかパフォーマンスはある程度あるかもしれないけれども、スクラバーを通過する、つまり活性炭の吸着層に入る前のジオキシンなりジベンゾフランなりコプラナPCBの濃度は、今はこのデータしかないですけれども、かなりばらつきがある、濃度変動があるということですね。そうすると、結論的に言うと、これだけ濃度変動があり、後のスクラバーだと80万ピコグラムで前のやつが290万ピコグラムだから、このくらいの差しかわからないし、オイルスクラバーから活性炭に入るのは5,300と6,000、これは後ですね。だから、活性炭の前のデータは、今の80万ピコグラムというデータしかないということですね。これにどれぐらいの濃度変動があるかということが分かれば、クロマト効果が出る可能性があるかないかということがある程度推定ができるけれども、ここのデータは1個しかないということですね。

だから、それこそ小さなミニカラムでもつくって、このスクラバーから出る、つまり活性炭に入る前の排ガスの濃度と、出口の濃度と、しかも吸着しているときにカラムでやれば吸着体が一般的な破過カーブで出てくるのか、それともクロマト効果があるような形で出てくるか、そういうような実験をやらない限り、答えは出てこないということですね。

ただ、非常に気になるのは、道のデータはジオキシンとジベンゾフランが多くて、これまで、他のデータもそうですけれども、ジオキシンとジベンゾフランがこれぐらいの構成比で出るのは今までなかったということですね。一般的に言えばコプラナPCBが多いデータが多くて、この時のデータがジオキシンとジベンゾフランの構成比が非常に多かったので、こういう事例が頻繁に起きている可能性はないだろうというふうに推定されるけれども、さて、どうするかということですね。もうちょっとどこかにお願いして、あと2カ月に答を出せとは言いませんが、コプラナPCBとジオキシンとジベンゾフランでクロマト効果があるかないかというようなものを文献で調べていただいて、僕が学生にダイオキシン類の実験をさせた時にクロマト効果は出なかったのですが、困りましたね、どうしましょうか。

さん、どうぞ。

【委員】

東京農工大学の細見先生のところではヘキサンのガスを使って動かしているのですけれども、あそこでは、いわゆるPCBに比べてダイオキシンの吸着力は非常に強いですね。だから、そういうような形でオイルスクラバーから出てきたダイオキシンが濃縮される可能性はあるというふうに思っています。それが、ある時にぼんと出てきたということですね。

ね。それだったら、その後が続いて出なければならないと思います。そのあたりがきちんと活性炭を壊さずにやっておれば、あるいは分かったというふうには思うのです。

とにかく、全体として話が分かりませんという形では、ちょっと納得しにくいということです。

【委員長】

ですから、吸着体が破過して出てくるのが一般的な吸着理論で、押し出し効果で出てくるのか、そうでなくて、今のクロマト効果があるとすれば、スクラバーから出てくる活性炭に入る空気の中にオイルか何かはかなり濃度があって、それでかっ押し出されるということはあり得るのですよ。そういうクロマト効果は現にあります。

水系でも、例えば、クロロホルムのようなものが吸着してくる、それにフミンがぼんと入ってくると押し出されますから、そういう効果はあるのですが、この結果では分かりませんので、どうするか。もう一遍どこで調べてもらうか、細見さんのところに行って、

委員から細見先生のお考えを聞いていただくか。日程の方がちょっと大変だと思うので、やらなければならない可能性はあるけれども…。今回のデータは分かりました。これは、そういうことは間違いない。

あとは、今、委員がおっしゃったように、クロマト効果でこういう事象が起きる可能性があるかどうかというのは、委員がご紹介になられた東京農工大の細見教授に、JESCOから伺っていただいて結構だと思いますから、そういう可能性があるかどうか意見を聞いてください。

それと同時に、ガス系のダイオキシンも活性炭吸着の報告が幾つかあると思いますから、もう一回、文献検索にかけて、クロマト効果があるかどうか、そういう論文があるかどうか、ちょっと見てください。それをご報告いただいて、可能性があるとするれば、たまたまこういうことがあったというだけではなくて、そういうものが頻繁にあるとするれば、今の吸着設備そのものの設計のコンセプトを変えなければならない事象もありますので、そういうことを念頭に置いて少し調べていただきたいということを、とりあえずの結論にしたいと思います。

それから、この報告書の後ろの方にありますように、今後、今回はJESCOと道のセンターの方とそれぞれ同じサンプルを測っていただくようなことをしていただきましたけれども、そういう場合には結果が異なる可能性がないわけではありません。ごく微量のダイオキシンを測定するわけですから、そういう場合に、第三者の方に測っていただくことができるように、サンプルを2者で測る以外に残しておいていただいて、そして、もし結果が違ったら違うところで測っていただくというような措置がとれるような対策というか、今後はそういうこともできるような対応をとっていただくと。要するに、濃縮した濃縮液を残しておけばいいわけですから、その辺のところはお願いしたいと思います。

ということで、まだ少しすっきりしないのですが、先ほどの21年度のモニタリングの

構成割合についての7ページと18ページですけれども、構成比が随分違うのですね。これぐらいの構成比の差がサンプリングの場所によって違うのか、あるいは場所か時間によって違うのかどうかということも今後ともチェックしていただきたいと思います。非常にこころ変わるのだったら、一体何かということにもなるので、その辺のところも時系列的に、バックロードになるわけですから、後ろに戻って、なぜそのときにそんなことが起きたのかということが調べられるようにデータの整理を配慮しておいていただきたいと思います。

こういうデータを実際に測定されている、例えば、外注されているような場合にはコストが上がることは承知していますが、そうはいても、皆さんの関心があることなので、安全に安心して操業を任せられるということを確認するための費用だと思って、今後はデータ整理の段階でそういう配慮もしていただきたいと思います。それをお願いします。

委員、どうぞ。

【委員】

こういう最終的な結果ではっきりしなくてちょっと残念なのですけれども、一つ気になるのは、活性炭の中に吸着されたものを再度ばらばらに分解して見て、そこでは変化したということは、実際に吸着されたものがどこかに飛んでしまったのですね。それはどういうことかよくわからないのです。

それから、最終的に、では活性炭はどういう処理をされるのか、それも今まではちょっとはっきりしないところがあります。とにかく、最終的にPCBをなくすることが私たちの目的ですから、そういうものが後に残っていて、その処理がはっきりしないというのもまたおかしな話です。そこら辺のところも、次回で結構ですから、はっきりしていただきたいと思います。

【委員長】

それは、後からご説明があると思いますが、今、その工場に、床にこぼれたやつを拭いたウエスとか、いろいろなのがありますね。今の活性炭を業者に渡さないで工場に残していますが、そういうものは低濃度ですから、いずれ低濃度のPCBを処理する施設ができた時にそこで処理をする、それまで今は保管するということなのです。

【委員】

活性炭もですか。

【委員長】

そうです。

【委員】

実際には、業者が何かで…。

【委員長】

いえ、ぼんと蓋をしてということです。それは、J E S C Oのこの事業所でも他の事業所でもみんな同じです。それは、そういうふうに定められています。

【委員】

先ほどの説明に、ばらばらにしたら、時間がたっているから値が正確ではなかったと。そういう説明でなかったでしたか。

【委員長】

そういうことではなくて、そのカラムにあったときに、筒にありますと、入ったところからだんだん濃度が濃くなって行って、出口は吸着していないですから薄いのです。それをごそっと持ち出してしまうと、全体の平均値になってしまって、濃度が高いところと低いところがあるということがわからなくなってしまうというご説明です。

だから、和紙をインクにつけると、だんだん濃度が濃くなって行って、最後はまた同じに濃度が高くなりますね。その全体が、インクが青くなる前に炭をとって新しい炭を入れていく、古い炭はドラム缶に溜めていくということです。

【委員】

そうすると、結果的には活性炭の効果というのは、ちょっと分からないところもあるんですね。そういうふうに分析値が変わって、ある場合には、突然、何とか効果で外へ出てしまう部分もあるということです。

【委員長】

委員がおっしゃったのは、そういうことがあるかもしれないので、そういうことがあるかないかということを知るために工夫をして欲しいというお話だったのです。それはできなかったもので、どうなのか調べてくださいということです。

【委員】

分かりました。

【委員長】

それでは、次のP C Bの処理状況について説明してください。

【 J E S C O 】

事業部長をしております須藤でございます。

私からは、まず資料7-1ということで、P C B 廃棄物処理事業の現況ということについて簡単にご説明させていただきます。

ここにごさいますように、ご承知のように5事業所はスタートさせていただいております。そして、年次的に各事業所の状況をここに掲げさせていただいておりますが、前回以降の動きということで、特段ということではございませんが、各事業所におきましても、私どもといたしましては、処理量を増やしていく取り組みを一生懸命やらせていただいているところでございます。そのためには、各事業所において各工程を見ながら、やはりネックになっている部分を確認しながら手当てを進めていくと。そして、設備の改良とか、人であるとか、運転の習熟というものに努力を重ねているという状況でございます。

そして、1点は、北海道事業所についてです。これは、後ほどの議題に出てまいります。大変遅くなったところでございますが、増設事業について次の議題におきましてご説明したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【 J E S C O 】

J E S C O 北海道事業所の吉本でございます。

私からは、北海道事業の進捗状況ということで、資料7-2、7-3をご説明します。

7-2は、いつも使っている資料でございますが、1枚めくっていただきまして、3ページ目の上から6行目くらいでございます。2月16日、前回の監視円卓会議以降の内容を簡単にご説明します。

3月26日に広域協議会を行っております。道、室蘭市及びP C Bの受け入れ地域の15県並びにJ E S C O等が出席してやっております。当日の夕方に、北海道P C B 廃棄物処理事業の報告会を市内で行っております。関係者以外では23名ほどご出席いただきました。

4月1日に、新たな通報連絡・公表の取り扱いの基準を定めまして、運用を開始しております。

4月13日、5月3日に、事象区分 を発生させております。新たな通報区分の基準に基づきまして、4月13日の事象は、J E S C Oのホームページ並びに情報センターで、本日ご説明する内容等を掲載しております。

4月16日は、こちらで消防訓練をしています。

4月28日は、I S Oの推進に係る推進委員会を開催しております。

5月9日は、以前、円卓会議の委員の方からもP C B 処理情報センターを休日にオープンしたらどうかというお話がございました。5月9日日曜日に「休日見学デイ」を実施し

ました。J E S C Oのホームページ並びに市の広報に掲載して行いまして、1団体と市内に住んでいる市民の方が46名ほど、親子連れも来られましたので、約150名の方々がこの日に来られました。今後も、年に数回は続けてやっていこうかなと考えております。

以上でございます。

こちらの主な進捗状況に伴うことで、細かく書けない内容は、参考資料1、参考資料2、それから参考資料3で添付しております。

参考資料1は、平成21年度の安全衛生環境活動です。計画を以前にお話しさせていただきまして、実際にいつどのような形でやったのかということが実績として一覧で載っております。

参考資料2は、平成22年度の計画を載せております。既に4月、5月で実施したものは右の方に、いつどのような形で実施したかというものを少し記載させていただいております。

参考資料3は、I S Oのニュースということで、3回目のニュースになります。こちらの方も、このような形でニュースを取りまとめて、どのような活動をいつどう進めているかというものを皆さんに分かるような形で進めていきたいと思っております。

それでは、資料7-3の稼働状況をご説明いたします。

1ページ目を開いていただきまして、数字の記載にミスがございました。1ページの右下の合計のところ、トランス類、コンデンサ類、P C B油類と書いてございまして、一番右下の下から2番目のトランス類が147となっております。これを218に訂正してください。そして、その隣に2,968と書いておりますが、3,952という数字になります。これは、1ページの上の表にかかわります受け入れ状況でして、平成21年度に道外から受け入れたトランスとコンデンサの数字でございます。上の表の下から3行目に平成21年度の合計数字が載っております。上の数字が正しいということでございます。この表で、トランス類はトータルで540台受けております。コンデンサ類は6,740台を受けております。

現在、北海道地域の中で、J E S C Oに登録された進捗率でございますが、受け入れ台数からしまして、この2年間でトランス類はおおむね50%です。J E S C Oに登録されている台数が540台ございまして、トランス類は50%終わっております。コンデンサ類は40%が受け入れて処理したという形になっております。

この表の中でもう一つ、この数字は正しいのですが、過去にご説明した数字を修正することになります。コンデンサ類で、道内、平成21年度11月が123台と書かれております。以前は153台とご説明しております。実は、私どもは30台を受け入れたのですが、P C Bが入っていない特殊なコンデンサがございました。確認したところ、ノンP C Bだということで、保管事業者と確認し、行政にご相談しまして、処理をせずに払い出しをしております。そういうことで、30台少なくなっております。

次の2ページを見ていただきますと、平成21年度の計画に対しまして、トランス類が

計画476台に対しまして381台処理しております。昨年度の計画としましては、計画台数にして80%の処理の計画実績でございました。コンデンサにつきましては、同じく90%の実績でございました。

平成22年度の計画をこちらに書いております。トランス類は546台、コンデンサ類は6,384台の処理計画で考えております。処理施設の方は、下のグラフを見ていただきますとお分かりのとおり、上はトランス類、下がコンデンサ類でございます。トランス類は、設備の一部を改造したこと等によりまして、22年1月、2月、3月のように、現在は大体40台から50台ぐらいを月々処理できる形になっております。コンデンサにつきましても、月平均で600台以上ぐらい処理できることになっておりまして、順調に操業が続いております。

3ページでございます。

PCBの平成20年度に比べまして、21年度は純PCBに換算しまして、3倍程度の量を処理しております。下の表は払い出し物の一覧表でございます。

私の方からは以上でございます。

【JESCO】

安全対策課長の中尾でございます。

私からは、資料7-4のトラブル事象について説明させていただきます。

先ほどの説明にありまして、前回の会議以降、2件のトラブル事象が発生しております。

まず1件目ですけれども、4月13日の17時55分ごろに発生した真空超音波洗浄エリアにおける洗浄かごからの液垂れでございます。

真空超音波洗浄装置は、非含浸物である碍子とか金属缶体等を洗浄する装置でございます。そこでは、5回洗浄を行いまして、6回目に判定洗浄というものをやっております。ここでは、廃棄物を洗浄液につけまして、その洗浄液の濃度を測って、それが判定基準値以下であるかどうかということを実行判定します。

ここに書いてあるのはコンデンサの缶体の模式図ですけれども、それを浸漬させて、それを取り出すときに液垂れがありました。イメージからいきますと、洗浄カゴが上がったときに液垂れが発生したと考えています。原因としては、コンデンサの缶体に残った洗浄液が槽外に飛び出したと考えております。

これについての対策は、洗浄かごを積み上げる場合に、槽内の洗浄液を排出します。これは、あらかじめ排出してから取り出せば、当然、先ほどのようなことは起こらないと考えております。

まとめますと、液垂れ付近の配管フランジ等に液漏れがなかったこと。あと、コンデンサの缶体に入った洗浄カゴは同一洗浄槽で、二カゴ洗浄しておりましたので、一カゴ目の方では満杯になった。缶体内の洗浄液はカゴに落下する想定だったが、それが槽外に飛散

したという想定外のことが起こりました。

対策としては、洗浄カゴを取り出す前にはあらかじめ排液すること。あと、その排液を促進するために、コンデンサの缶体の底部には対角線上に2カ所穴をあけるようにする。あと、洗浄カゴの缶体数が余りにも多くて乱雑になると、こういうことが起こる可能性もありますので、缶体数を減らしたということを行いました。

二つ目の事象が、5月3日の攪拌洗浄エリアにおける液垂れ事象でございます。

攪拌洗浄装置は、紙、木、プレスボードの含浸物を洗浄するものでございます。通常は、洗浄カゴが中に入ってますけれども、洗浄して脱液した後は、残液がある程度残ります。ところが、今回の事象の場合は、配管のところに素子が詰まってしまって、液垂れが洗浄かごの上になってしまった。その状態で、通常ですと4回排液するところを、今回は8回排液してやったので、十分排液ができただろうというふうに判断したのですが、実際は排液が残っていた。それから上に取り出すのですけれども、その時に液が飛んだということでございます。

これにつきましては、判断ミス等がありますので、5月3日対策後に操作手順書をきちんと作りまして対策を講じたということでございます。

まとめとしては、先ほども言ったとおり、通常4回のところを今回は8回排液しましたので、脱液が完了したと判断した。あと、残液の原因は配管の詰まりのフレキシブルホースの素子詰まりでした。

対策としては、この液レベルが測定レベル以下とならない場合は、手動操作により洗浄かごを持ち上げて液垂れの有無を確認するということでございます。

続きまして、1枚目の資料に戻りまして、二つ目の不具合事象の公表件数でございます。前回以降、2月、3月、4月それぞれ毎月10日に前月分を公表しております。不具合事象につきましては、13件から11件、不具合事象未済については21件から20件、10件という形で出ております。これについては、こちらのPCB処理情報センターにて公表しているところでございます。

3番目は、浄化槽排水の放流でございます。これは、45人槽の増設工事を昨年の冬からやっております、それについて工事が終わり、その後、中の排液を確認しています。

これは、7-4の一番最後に、浄化槽の放流水の分析結果の一覧表を載せております。別添資料の5ページ目になるのですけれども、こちらの方で、今年の3月10日から分析を行いまして、更にその次の週にもう一回測っております。この時は、2者によるクロスチェックを行っております。それらのデータは、いずれもすべての基準を満たしておりますので、これをもちまして、3月30日に、北海道と室蘭市がお立ち会いのもとに放流を開始して、現在、浄化槽排水の放流を行っております。

以上でございます。

【JESCO】

続きまして、資料7-5に基づきまして、内部技術評価結果につきましてご説明を申し上げます。

今回の北海道事業所におきましては、第2回目の内部技術評価を実施いたしました。内容といたしまして、まず、内部技術評価実施フローということで、添付している資料の最後のところをごらんいただきたいと思います。

ここにございますように、PDCAというサイクルを通して、しっかりその改善を図っていくという一環として行っております。そして、プランとしては技術評価実施計画、そしてドゥとしてそれを実施しまして、是正・改善措置、そして、それに具体的に対応していくということで、このPDCAサイクルをしていくということでございます。

社内的には、ここにございますような形で、本社が中心となって事業所の協力をいただいて実施しております。そして、この実施に当たりまして、事業部会におきまして指導をいただきながら進めているという状況でございます。

内容についてでございますが、戻っていただきまして、1ページ目でございます。

今回、実施いたしましたものは、21年2月から10月のパフォーマンスについてということでございます。そして、11月に実施をいたしてございます。そして、重点評価項目ということで、前回1回目であったわけでございますが、そのときに指摘した事項です。これについて、引き続き改善がなされているか、そして評価について確認をするということが1点目でございます。

2点目、3点目でございますが、処理計画に基づいて計画どおりに処理がされているか、あるいはまた、環境保全、作業の安全性、維持管理が既にされているかというものを確認するという内容になっております。

そして、評価項目としましては、ここにございます大きい分類といたしまして、(1)から(6)の事項につきまして設定をしているところでございます。

そして、具体的な対応といたしまして、評価方法についてでございます。

これにつきましては、大きく1の適合事項、処理性能等に適合している場合に付する。そして、2の指摘事項といたしまして、検討を要する場合に付する。そして、3の所見ということで、改善のための意見でありますとか特記すべき適合事項、他の事業所におきましてもお勧めできるようなものにつきまして所見という形で、この3分類に従いまして評価を行っております。

そして、今回の結果についてでございますが、指摘事項につきましては1件、所見としては9件という内容になっております。

そして、各項目について、詳細には次の表にあるとおりでございます。ご紹介といたしましては、の異常事態時の対応体制ということについて指摘事項一つがございます。これについて説明させていただきます。

今回の指摘事項についてでございますが、環境安全異常事態の対応ということで、事業所におきまして当然行うということであるわけでございますが、その報告書の管理とい

う点で不十分であったところがございます。これが、フォローが書式としては至らなかったといった点でございます。そして、具体的に再発防止対策の実施というものが文書上で確認できていないという内容でございます。

そして、改善措置1にございますように、これが事業所におきまして改善をするという対応策についてでございます。トラブル対応進捗管理票を作成し、そして、毎月1回、定期的に安全担当者が確認して安全衛生委員会において報告することにより進捗管理を行うという内容になってございます。

そして、トラブル報告の台帳を作成しまして、それをしっかりと所内的にもはっきりわかるように、所員が確認できるようにという措置をするということで取り組んでおります。

そして、参考までに所見6と7の事例でございますが、所見6といたしましては、トラブル発生時におきます運転会社と合同で対策会議を立ち上げ、対応を協議しているというところがございます。システムとしてはでき上がっているということで、これをしっかりと運用を引き続きやって解決に当たっていただきたいということで、これはお勧めということで所見6になってございます。

そして、所見7としましては、ここにございますように、トラブル報告の中にありましたが、再発防止対策ということで、センサ取付部の緩みを定期点検項目としてフォローしてくださいということで、この改善についてお勧めをするという内容になってございます。

概略は以上でございますが、基本的には、それぞれ先ほどの項目に従いまして、評価項目、それに照らして、事業所におきまして、具体的に文書管理なりを行った上で、これについて評価を行うということでございます。これに従いまして、引き続き、PDCAのサイクルに沿って改善に向けてこの制度を運用していきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

では、今の資料7-1から7-5までの質問を受けます。

【委員】

資料7-3の2ページの一番上で、ちょっと説明がなかったのですが、PCB油類ドラム缶/本というところで、そこを見ていくと、21年度計が2本で、21年度の実施計画が398となっております。これは、398の実施計画があったけれども、2本しかやらなかったというふうに見ていいわけですか。

そうすると、396本残っているわけですが、22年度の実施計画が51になっているのは、もう諦めたのか、なくしたのか、ちょっとそこらあたりの説明が欲しいということ

です。

それからもう一つ、3ページの4の払出物の状況で、処理済油は、最後の二つのカラムがあるのですが、同じ名前でちょっと分かりにくくなっています。

【JESCO】

最初のご質問にお答えします。

PCB油のドラム缶ですが、私どもの処理施設で処理できる能力が、21年度は398台あるので398台としたところがございますが、実はドラム缶を多量に保管している方がいませんでした。また、希望の方もいませんでしたので、このような結果になっています。22年度は、保管事業者で処理していただきたいというご要望を承りまして、この計画にしております。

【委員長】

もう一個の3ページの払出物の状況というところで、油が2種類あるのは……。

【JESCO】

済みません、調べまして、後でお答えさせていただきます。

【委員長】

他によろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

では、議題がいっぱいあるもので、後で今の委員のご質問の回答をしてください。それでは、その次が、資料8の視察計画です。

【事務局】

それでは、資料8の平成21年度北九州事業の視察報告書についてご説明をさせていただきます。

まず、説明の前に、事務局の方から資料の訂正がございます。

資料8の7ページの西畑委員の報告書のところで、大変申し訳なかったのですが、2段目のお名前のところが、「ツネオ」様の最後が「生きる」という字になっているのですが、正しくは「夫」という字になりますので、訂正をお願いいたします。

西畑委員には、大変申しわけありません。お詫びを申し上げますとともに、訂正版につきましては、大至急、委員の皆様方に送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

報告書の話させていただきます。

この報告書につきましては、作業が大変遅れておりました、ようやく報告書ができ上がりました。委員長の方からお話がありましたけれども、時間の関係もございますので、詳細な説明については省略させていただきまして、後ほど目を通していただくということで、報告書の構成等について簡単にご説明させていただきます。

報告内容につきましては大きく三つに分かれております。資料をめくっていただきまして、まず、2ページ目の北九州市のPCB処理監視委員会の傍聴ということで、実際に傍聴した内容とか、北九州事業と北海道事業の組織の対比がございます。

3ページ目に移っていただきまして、JESCO北九州事業所の視察ということで、実際に視察した際の質問と回答のやりとりを5ページまで書かせていただいております。

そして、6ページには、環境関連施設の視察ということで、エコタウン事業が行われています北九州市の三つの施設、(1)の北九州市エコタウンセンター、(2)の西日本オートリサイクル株式会社、(3)の光和精鉱株式会社の戸畑製造所という形で視察をしたということで書かせていただいております。

そして、7ページ以降は、視察に参加いただきました委員の方の報告書について添付をさせていただきます。14ページまで載せております。

大変簡単な説明でございますが、以上でございます。

【委員長】

以上であります。視察にご参加をいただきました委員の方々に、特に何かつけ加えたいところございましたらおっしゃってください。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

また、今年も視察を行って、他の事業所と北海道事業所を比較してみたり、場合によっては交流をするということもしていきたいと思っておりますので、お願いします。

それでは、議事(7)の増設事業についてであります。

資料9が準備されておりますので、これについて説明をください。お願いします。

【JESCO】

それでは、改めてですが、増設事業についてご説明いたします。

これは、昨年4月に、計画のものにつきまして凍結をするということでお話をさせていただいたところがございます。それまでの間、私どもといたしまして、環境省、また地元の室蘭市等といろいろ相談させていただきました。そして、今回、このような形で進めていきたいということでございますので、どうぞ引き続きよろしく願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、検討の経緯についてでございますが、さかのぼりますと、19年10月ということで、これは北海道事業部会の報告書の取りまとめを行ってございます。そして、増設事業につきまして、設計業務ということで、20年3月に開始をしているところでございます。

先ほど申し上げましたように、21年の4月に増設事業の凍結をJESCOから室蘭市に伝達を行ったところでございます。

そして、この間、昨年8月でございますが、北海道PCB廃棄物処理事業拡大要請に係る受入条件について、環境省と室蘭市との間で締結されているところでございます。そのような状況の中、また後ほど説明させていただきますが、知見を集めた中で、去る5月に事業部会報告書につきまして改めて取りまとめを行っているところでございます。そして、増設事業の実施について、環境省、そしてJESCOから室蘭市に要請を行うということで、今回、説明に至るという状況でございます。

次の図をお願いいたします。

処理方式の選定についてでございます。

これにつきましては、従来と同様でございますが、学識経験者等の助言を受けて考え方を整理するというところでございます。これが、北海道事業部会の報告ということで、今日は報告書につきまして参考として添付させていただいているところでございます。そして、発注につきましては公募による技術提案方式でございます。そして、提案された技術について審査・選定を行うということで進めてまいりたいということでございます。

そして、3の増設する処理施設に係る諸条件についてでございますが、これは、目次立てといたしまして、事業部会の報告によりまして、1から7に掲げるところでございます。

そして、具体的な内容についてでございます。次の1の処理対象物についてでございます。

ここがございますように、北海道事業対象区域1道15県の区域内に存するPCB汚染物等ということで、括弧の中に品目があります。その中で、処理対象物量ということでございます。処理対象物のうち、廃棄物処理法に基づく、環境大臣による無害化処理認定制度の進展等に留意しつつ、今後、当該施設での処理が確実に見込まれるものの重量を処理対象物量として算定をするということでございます。

具体的には、次の下の表を見ていただきたいと思います。

今回の施設整備に当たりまして、処理対象量の算定対象廃棄物といたしまして、従来の5品目から小型電気機器、安定器、感圧複写紙を算定対象とするという考え方でございます。重量といたしましては、ここがございますように1,916トンということでございます。

そして、参考でございますウエス、汚泥についてでございますが、これにつきましては算定対象廃棄物のカウントからは外していくという考え方でございます。この注釈にござ

いますように、前回は5品目で4,536トンでございます。それ以降、先ほどの品目の検討、そしてデータの的にも新しくなっております。そして、知見も集まってきている状況の中で、このような形で算定対象廃棄物としましては1,916トンという考え方でございます。

そして、汚泥、ウエスというものはどうかというところでございます。これにつきましては、注釈にございますように、PCB濃度が低いということで、汚泥でいいますと性状も土砂に近いと考えられるというものの、ウエスについても比較的量が少なく、多くはわずかに油が付着している程度のもと考えられるということでございます。この算定対象廃棄物としましては除外するというところでございますが、もちろん、実際の面で、この濃度としては幅がある中で高いものもあるというものについては処理をすることができるように制度として考えていくという考え方でございます。

そして、実際にこのウエス、汚泥についてはどうなるのかといったところでございますが、現在、環境大臣による制度で、微量PCB汚染廃電気機器ということで民間による焼却という方向で進められてきているところもでございます。また、汚泥、ウエスにつきましては、実証試験も行われてきているというところもでございます。そのような動向を見ながら、このような形で考えさせていただきたいというものでございます。

次のページでございます。

処理能力についてでございます。

重量にして1,916トンでございます。処理の期間はおおむね2年間ということでございます。そして、施設の処理能力でございますが、前回は8トン/日以上ということで、安定器処理重量をベースにして、このような形で処分能力を設定いたしております。今回は6トン/日以上ということで、いずれにしても、上にございます処理対象物量、そして処理期間にできるだけ対応できるということを考慮しまして設定をいたしたいという考え方でございます。そして、安定稼働を確保するための複数系列での処理を検討するというところでございます。

そして、具体的な立地場所につきましては、大変見にくいところでございますが、現在の当初事業の施設と隣接するところということで、前回と考え方は同じでございます。

そして、次の4の増設する処理施設の満足すべき条件という点についてでございます。

これにつきましては、ここに項目を列挙させていただいているところでございます。一つ一つがこの条件として重要だということでございます。そのような中で、今回、この下のパワーポイントにございますように、北九州第2期の事業において進められているということで、私どもとしましては、いろいろ苦労してきた経験がございます。そのようなことを私どものノウハウとして生かしながら今後の施設整備に当たって配慮していただくという考え方でございます。

この中で、ここにございますように、事業部会におきましては大きく4点ほどご指摘をいただいているところでございます。1点目が、リスク管理の内容を充実させ、安全性の

向上に配慮すること。そして、安定した処理能力を維持すること、設備の材質、維持管理等に配慮すること。3点目としましては、緊急時の対応として施設設備の設計を熟知した技術者により迅速に対応ができる現地の体制を整備すること。そして、個々の設備、これは投入設備、主要設備、そして排出する設備というものがあろうかと思いますが、そういった個々の設備、そして連携というものが、当然、システムとして機能するということはもちろんでございますが、安全性、処理性能の向上に資するという知見を生かしていきたいという考え方でございます。

そして、次のページでございます。

トータル処理システムを支える体制でございます。

これにつきましては、従来からもこのように考えてきているところでございますが、つくる段階から処理を進めていく段階、そして処理事業として完了をしていく段階それぞれにおきましてトータル処理システムをしっかりと責任ある体制をつくってやっていくということです。そのような中で、ここがございますように、総合エンジニアリング企業というものが大変重要であるということで、しっかりと体制を整備して進めていくという考え方でございます。

そして、今回、事業部会におきましても、特に下のパワーポイントにございますように、総合エンジニアリング企業による責任体制の確保ということで、各団体においてそれぞれ取り組む視点として考えておかなければいけないということでまとめさせていただいている点を幾つか列挙させていただいております。

一つが、設計、施工という段階におきまして、当然、総合エンジニアリング企業が設計、施工業務全体を管理するところがあるわけでございますが、試運転段階を通して運転指導を行っていくという段階もあります。この運転指導で、非定常、事故時など、そういったものに配慮して内容を充実させていくということです。

そして、二つ目としましては、運転管理を行う者と密接な連携ということです。廃棄物処理施設の設計・施工運転管理の実績があるということを生かしていくということが一つと、当初施設との連携ということで、私どもとしましては、運転管理の経験を積んでいるところもございまして、それを生かしていきたいということでございます。

そして、緊急時の対応ということで、先ほどのところでございますが、やはり、この緊急時に設計を熟知した技術者において迅速な対応ができるという現地の体制整備を進めていただきたいというところを事業部会におきましても提言いただいているところでございます。

そして、6の今後の対応における重要事項ということでございますが、考え方といたしましては、この地域において事業を進めていくということで、このもとになります室蘭市及び北海道の受け入れ条件、そしてまた、昨年8月の国と市の約束事を踏まえて、それに即して対応してまいりたいという考え方でございます。そして、六つが従来よりございますが、環境保全協定をしっかりと守ってまいりたいということでございます。そしてま

た、この事業の推進に当たりまして、円卓会議の皆様方に対しましても、しっかりと進捗状況なりご報告と説明を行わせていただいて、皆様方のご理解をいただけるように努めていきたいという考え方でございます。その他、技術的な事項について専門的助言をいただくということと、従来からございますが、収集運搬における安全性確保、そして環境産業集積基盤強化のための取り組みについてもやっていける方策を進めてまいりたいという考え方でございます。

いずれにしましても、このような形で今回の見直しを行わせていただきました。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。

【委員長】

ありがとうございました。

今のご説明に関して、先ほど資料2の円卓会議の設置要領で、第2条第2項に「日本環境安全事業株式会社、北海道及び室蘭市は、監視円卓会議に対し、前項各号に掲げる事項に関して必要な説明を行わなければならない」と書いてありますが、今、JESCOからの説明は、この2に相当するののか。JESCOと環境省から室蘭市に対して申し出た増設事業の内容をとりあえずご報告をして、その上で、最終的に方式等が決まり設計事業に入る段階で、円卓会議には北海道と室蘭市からご説明があるという理解でよろしいですか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【委員長】

一応、室蘭市に対して環境省とJESCOからこういうスキームで事業をやりたいというご要請がもう既にあったようでございますが、室蘭市から何か反論なりお考えがございましたらお出してください。

【室蘭市】

室蘭市としては、今、PCB特措法で、処理期限は27年3月、全体事業として28年3月、そこまでに何としても北海道、東北15県の処理を終わらせなければいけないということで、我々も責任を感じておりますので、今後、一刻も早く環境省とJESCOと連携をとりながら、この事業の開始に向けて協力体制をとっていきたいというふうに考えております。今、JESCOからご説明があったように、きちんと2年前に、私ども15県の受け入れもするときに、本当は環境省と国に当たっての取り決めをしたわけですから、そのことは再確認した上で、円卓会議の委員の皆さんにもご理解をいただきたいと考えております。

【委員長】

ありがとうございました。

【委員】

いろいろあるのですが、P C Bの処理というのは国の事業で、我々もできるだけ協力しなければいけないという立場なのですが、その中で、国会でP C B特措法が決まったときに、住民とよく話し合っ、リスクコミュニケーションもよくやってということもちゃんと話し合われています。

その上での話なのですが、北九州では、リスクコミュニケーションということで、非常に重要なことだから、こういうP C Bのような施設をつくる時には利益誘導という形をしてはならない、純粹にP C Bが処理できるということの大前提に置いて、そういうことを安全にやるということであって、一市の利益になるかならないかということをしてはならないということを考えの中で述べているわけです。これは北九州市の例です。

室蘭市では、市の技術を生かすということが大事だから、1回決まって契約も済んだものを壊してしまおうというのは、私としては法的にどういうやり方で壊したのかよくわかりませんが、多分、カワサキプラントシステムズには違約金もかなり払わなければならないと思うのですが、そういうこともやった上でこういうことをやっているのです。

精神としては、私は非常に納得できないところがあるわけです。しかも、処理の方式の選定では、発注は公募による技術提案方式で、提案された技術について審査、選定をすると言いながら、北九州の施設を参考にするというわけです。これは、新日鐵にやらせるということを書いてあるわけですね。こう書いていないですけれども、北九州の方法でやるというふうに書いてあります。これは、私は非常に不愉快です。

しかも、新日鐵の場合は、落ちたのは200億円お金が高かったのです。これは、国会の決議でも、できるだけ国民負担を軽減するために安くやるということ、もちろん安くやって安全にやらないということではなくて、安く、しかも安全にやるということを一生涯懸念考えなければいけないということになっているわけで、このあたりも非常に不明瞭な感じを受けるということを私は述べておきたいのです。

【委員】

今、委員からそういう話があったけれども、私は、この室蘭市にP C Bを持ってくる話の中で、室蘭市の懇談会、説明会に何回か出ています。まず、今、北海道、環境省、室蘭市の3者が合同で、よその県ではP C Bは要らないと、みんなはねられた中で、新宮市長が地元企業でもって、室蘭のこういう状態で、地元の今までの経験のある企業に、事故を起こさない、事故がない、そういう話の中でこのP C Bを持ってきたと思うのです。

今、委員が言ったとおり、新日鐵は200億円違うから今のJ E S C Oにいったというのは私にしたら納得いかないというのは、環境省が持ってくる時点で、室蘭市にそう

いう仕事を、よその県で要らないというものを、地元が反対しても持ってきたのです。ただ安いから、高いからで、安いところにおろして。

そして、室蘭市の説明では、事故は絶対はないと。しかし、J E S C Oの話では、事故はないとは言っていないと。最初の質問のときにね。できるだけ事故を起こさないようにするといけれども、事故はないと。しかし、これくらいびっしり会議の前に、事故だ、事故だと言うのです。よその北九州からずっときている企業の中で、環境省も道もこれはどういう指導をしているのか。前のときも議長に言ったのだけれども、安い企業にやっただからこういう事故ばかり起きているのか、それとも施設がだめで事故が起きているのか。

そして、事故が起きたときは、委員からの説明で会社に言うのではなく、室蘭市がきちんとした形の中で、道も環境省も会社に指導しないで、普通の企業だったら一発で明日からあなたの会社はやめてくださいとなります。今回は、室蘭市の部長から課長、道の役員の人もかわってきたことだから、今後、環境省と十分に相談して、これから広げていくのなら、調整して、地元で迷惑がかからない、事故のない指導をした中で話を進めてほしいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

では、委員、お願いします。

【委員】

私からは簡単なことです。

増設の件なのですけれども、前にもいろいろと問題になっていまして、前の立地場所に建てるのだなということはおわかりますが、処理能力のところ、ここに1,916トンで約2年間で処理と書いていますが、この2年間で推定されます1,916トンで処理できるということなのですか。2年間で処理をしたいということなのでしょうか。これは、可能性として、できるのでしょうか。

【委員長】

まず、委員の質問からお願いします。

【J E S C O】

これにつきましては、計画に基づきまして27年3月の期限という中で、私どもといたしまして、対象物量を見直した中で、また、先ほどの知見を積んできた話もあるわけですが、こういった状況を見ながら、そのところは安全性にも配慮して目標を達成できるように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

お話のように、このところについては、受け入れ条件の前提にありますのが、市民の

皆様の安全・安心という部分だと思えます。ここのところにつきましては、私どもといたしましては、最大限努力をして、その目標へ向けて取り組んでいきたいという考え方でございます。

そしてまた、全体的なお話は…。

【委員長】

全体的なことは、ちょっと待ってください。

今の話は、1日6トンで1年間で約2,000トンできるわけですから、稼働率が半分でも何とかいけるだろうということだと思います。

ほかに、委員、委員のように一般論で何かお考えがある方は、どうぞお出しください。

副委員長、どうぞ。

【副委員長】

では、私の方から、技術的な質問をします。

まず、前回の処理量が4,000トンだったのですが、それを半減させた理由です。半減させて、実際に減った分の処理はどこ施設に行くのかということが1点です。

多分、先ほども活性炭とか、この施設が動く限りはウエス等が全部出るのですけれども、最終的にこの施設が稼働して終わった時点で、どの時点でこの2年間を考えるのか、最後の2年間で稼働するのか、それとも先行させて、ある分だけ処理して、残りは例えば他の施設、ここで処理困難物、処理しているウエスとか、例えばほかの事業所に頼まれるのか、その辺のスキームがあればお教えいただきたいのです。

【JESCO】

まず、半減する理由についてでございますが、パワーポイントの中の処理対象物量というもののなかで改めて言うところでございますけれども、この上のパワーポイントに、環境大臣による無害化処理認定制度というものがございます。これにつきましては、現在、微量PCB汚染廃電気機器というもので、第三者といいますか、民間事業者による焼却処理の適用について制度が動き出しているという状況でございます。そのような中で、同じようなもの、濃度が薄いものがある中で、それについてはこの知見等が生かせるだろうということで、ウエスと汚泥といったたぐいのものにつきましても、環境省の方で実証試験というものを行ってきております。そのような状況を踏まえながら、こういった第三者といいますか、民間事業者による処理の可能性も十分考えられるのではないかとということで、この2品目についてはそのような方法に沿った形で検討を進めさせていただいたところでございます。

そして、生じたウエスについては、運転廃棄物という形になるわけでございますが、そ

れはいずれにしても私どもの方として処理を進めていくということで考えてございます。

そして、今回の2年というリミットというのは、ここにございます3品目の営業物ということになるわけですが、おおむね2年間の中でしっかり処理を行っていくという方向で取り組みを進めていくという考え方でございます。

【副委員長】

見通しとしては、いつの2年間になるのですか。要するに、これから27年の3月までなのですけども、どの時点で2年間ということですか。

【JESCO】

事業といいますか、処理の期間というのは、私どもの計画でいきますと27年3月というのが一つの目安になっております。ですから、そこを終期としまして、それを目標といたしまして、さかのぼっておおむね2年間という中で事業をしっかり立ち上げて処理を進めていきたいという考え方でございます。

【副委員長】

それを聞いた意味は、いろいろな意見が出ると思うのですけれども、要するに、今年中に全部決めなければいけないスキームの中でやっておられるのか、それとも、例えば2年間とか、計画の決定までにまだ余裕があるのか。例えば、いろいろな意見を聞くとか、市民会議を開くとか、そういう余裕があるのかどうかという意味でちょっとお聞きしたのです。

【JESCO】

私どもとしましては、いずれにしましても、今の計画に基づきまして、その中で事業を進めていきたいということでございます。このところは、市、道、そして皆様方に対しても説明は行ってきているところでございます。このような増設事業ということで、理解を得ながらこれを立ち上げていきたいというふうに考えております。

【委員長】

委員、どうぞ。

【委員】

私は、率直に申し上げまして、釈然としないのです。要するに、状況は変わって、施設事業の実施を室蘭市に要請する、環境省、今度は要請することになったのですね。そういう考えなのですね。実は、その経過を室蘭市民はよく分かっていないのです。どういうことが起きているか分かっていないのです。

実際に、私の判断では、よくそういうことができるものだなと思います。1度決まったことを、どこでどういうふうにしたのか、そういう仕組みについては私は門外漢ですから分からないのですけれども、ある人に言わせると、これはちょっと問題だよということでした。

私はいつも考えていたのですが、やはり、先ほど他の委員からも言われましたように、非常に問題があるのは、滑り出しからどこか抜けているのですね。私が北九州に行ったときに、リスクコミュニケーションの論文をいただいたのです。それによりますと、市民説明会に当たってのポイントで、科学的知見に基づいた正確な情報の提供、絶対に安全とは言わない、それから、経済効果で釣らないと、市民に対する説明会で明確にされているのです。残念ながら、室蘭の場合はこの三つとも何かおかしいのですね。経済性をすごく主張されまして、私たちは市民説明会のときに、経済効果は別問題だということを何回言っても、やはり最終的には経済効果が表面に出てくるのですね。それでずっと突っ走っているものですから、結局、最終的にはこういうへんてこりんなことが起きるのです。

私たちが一番心配するのは、いかに安全にPCBを無害化するかという問題なのです。今のままでいきますと、本当に安全ですか。今の進捗率はどのくらいですか。大体、全体の7%か8%くらいですか。

【JESCO】

12、3%です。

【委員】

12、3%まできたのですか。

平成26年度末までにそれを達成できるという見通しはあるのですか。今のままでいけば、僕はちょっと難しいのではないかという気がするのです。そういう事態にあって、今も意見が出ましたように2年間ということで、本当に実際にできるのかどうか、そういう疑問がわいてきます。

これは、私たち監視円卓会議がどうこう言う性質のものではないかもしれませんが、やはり、室蘭市民の不安とか、私たちそこに住んでいる者として考えざるを得ない、神経質にならざるを得ないところがありますので、その辺もすっきりとした形にしたいと思います。

【委員長】

ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

それでは、委員、委員、委員の3人ともご満足いただけるかどうかはわかりませんが、私としては是非お願いしたいのは、パワーポイントの2枚目の両方にありますように、事業部会の報告書、事業部会委員の学識経験者の助言を受けて提案された技術方針の中から、市民の方が安心して室蘭市でPCBの処理を行っているということを確認できる方式を選んでいただきたいということでもあります。

かつて、経済効果云々というふうに新聞等で報道されたことがありましたから、市民の方々はそういう事柄に関して、ある意味では、他の市から見たときに、室蘭市民というのはそんなものというふうに言われたくないというのが心情でございます。それは非常に大事なことです。先行事業の知見を生かした施設設計というのは、経済条件ではなくて北九州で実際に処理をする過程で得られた知見を生かした技術方式を学識経験者の助言を得て選定するというにしていきたいと思っております。

先ほど、一番最初に申し上げましたように、円卓会議としては、別に提案された方式に関して拒否するという権限はございません。提案されて決まった方式を、JESCO、北海道、室蘭市からご説明いただいて、その上で円卓会議の委員として操業に関して安心できる、あるいは適切に行えるような補足的な提案などをさせていただきたい。その時には、円卓会議の委員の意見を真摯に考慮して、施設の根幹ではないだろうと思っております。多分、モニターの部分とか、施設の中身が市民がいつ行っても安心して動いているということが分かるような工夫ということをお願いすることになると思っておりますので、そういうある意味での余裕を残した段階で円卓会議にご説明していただくようお願いしたいと思っております。

基本的なコンセプトは、今日ご提案をいただいた室蘭市に要請された内容で結構だと思いますし、以前の段階で、室蘭市と環境省で、事業をどう進めていくか、室蘭市で受けられる条件はこういうものだというふうにご説明させていただきますので、それはそういう前提でお決めいただきたいと思っております。JESCOが行いまして、国が実施する事業でございますので、WTOなど国際機関の国際競争入札という枠組みの中で行われますから、特定のものに有利になるような競争入札提案の条件にはなりません。場合によっては、まだまだ誰がということは分からない段階になりますが、そういうこともお話をさせていただきたいと思っております。

それから、委員のご意見もありますように、今の事業についても知らない間に随分大きな額になってしまったなという印象も持っておりますので、決まった段階では、増設部分についてはこれぐらいの費用がかかるということもご説明をさせていただきたいと思っております。

そして、これは私の意見ですが、今現在動いている施設の設備、あるいはノウハウをできるだけ生かせるようにさせていただくことで、ある意味では安心して処理の仕事を任せられるということにもなると思っておりますので、その辺はぜひ配慮していただきたいと思っております。

16時までの時間ですが、かなり時間を超過いたしましたので、本日はこれで終わりたいと思います。

増設事業のこともありますし、先ほどお願いしました活性炭の吸着設備の性能の部分については、実験をお願いするという段階にはいきませんが、その前段として活性炭の吸着設備はということがどの辺まで分かっている、どの辺は分かっていないというようなことについて、ご紹介がありました。東京農工大学の細見教授にお聞きすることも含めて少し調査をして、然るべき段階で報告していただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、事務局にお返しをしたいと思います。私の仕事は、今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】

最後に、今後のスケジュールについて申し上げます。

次回の円卓会議でございますが、8月の開催予定をしております。このスケジュールを進めてもらいたいと考えておりますので、委員の皆様方には、後日、改めてご連絡を申し上げます。

【JESCO】

会議の途中でご質問があった件でお答えできていなかった点をご説明します。

資料7-3で処理済み油という項目が二つありますが、右が複雑金属ということで、鉄とか銅、あるいはフランジ部分などで分離できないものを複雑金属として払い出ししております。

それから、私が先ほど言いました進捗状況で、トランス、コンデンサは12、3%と言いましたが、同じ資料の2ページに、トランス類は14.2%、コンデンサは15.5%、4月現在でございます。

以上です。

【委員長】

油というのは間違いで、一番後ろが複雑金属ということですね。分かりました。

3. 閉 会

【事務局】

眞柄委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、本日は、限られた時間の中で貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

会議で出ましたご意見、増設部分につきましても今後ご報告してまいりたいと思いま

す。

以上で本日の会議を終了します。
どうもありがとうございました。

以 上